

議第六十六号

木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第三十一条の二第一項の規定により、令和六年度以降の木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用を関係市町に次のとおり負担させるものとする。

なお、木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について（平成二十八年三月議第六十八号議決）は、令和六年四月一日から廃止する。ただし、令和五年度以前の木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用に係る市町の負担については、なお従前の例による。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 関係市町

岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町及び御嵩町

二 負担金

排水量に一立方メートル当たり六十二円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額以内とする。

